

第8節 商務・サービスグループ	284
流通・物流政策	284
1. 流通政策	284
1. 1. サプライチェーンの効率化	284
1. 2. 百貨店	284
1. 3. 消費喚起	284
1. 4. 大規模小売店舗立地法	285
1. 5. 買物弱者対策	285
1. 6. 外国人旅行者等消費税免税制度	285
2. 物流効率化	286
2. 1. 概要	286
2. 2. 「物流の2024年問題」への対応	286
2. 3. 総合物流施策大綱（2021年度-2025年度）の策定及び官民物流標準化懇談会の設置	286
2. 4. フィジカルインターネット・ロードマップの策定	287
2. 5. 自動配送ロボットの社会実装	287
2. 6. 物流倉庫におけるロボットフレンドリーな環境の構築	287
2. 7. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化	287
2. 8. 国際物流に関する取組	288
消費者政策	288
1. 消費者行政（特定商取引法）	288
1. 1. 特定商取引法の概要	289
1. 2. 特定商取引法の改正	289
2. 消費者相談	289
商取引政策	289
1. 取引信用行政	289
1. 1. 概要	289
1. 2. 割賦販売法を巡る動向	289
1. 3. クレジット産業の動向について	290
1. 4. 前払式特定取引業の動向について	290
1. 5. リース産業の動向について	291
2. キャッシュレスの推進	291
2. 1. 概要	291
2. 2. キャッシュレスの将来像に関する検討会	291
2. 3. 加盟店手数料の低減に向けた取組、キャッシュレス決済に係る店舗、消費者への周知広報	291
2. 4. 一般社団法人キャッシュレス推進協議会と連携した取組	292
3. 商品先物行政	292
3. 1. 商品先物取引について	292
3. 2. 商品投資事業について	293
サービス産業政策	293
1. サービス産業	293

1. 1. サービス産業の生産性向上のための取組	293
1. 2. スポーツの成長産業化	293
1. 3. 教育産業に関する取組	294
2. ヘルスケア・医療機器産業	295
2. 1. ヘルスケア産業の創出	295
2. 2. 医療・介護の国際化	297
2. 3. 医療機器	297
2. 4. 福祉用具	298
3. 生物化学産業	299
3. 1. 工業分野におけるバイオ技術の実用化・産業化	299
3. 2. バイオ医薬品関連の取組	300
3. 3. 再生医療・遺伝子治療関連の取組	301
3. 4. バイオ産業化に向けた環境整備	302
3. 5. 生物多様性・カルタヘナ法	302
クールジャパン政策	304
1. クールジャパン政策	304
2. アート政策	304
3. デザイン政策	304
4. ファッション政策	304
5. 観光・集客関連政策	305
6. 株式会社海外需要開拓支援機構	305
国際博覧会出展事業	305
1. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた準備の本格化	305
2. 2027年横浜国際園芸博覧会にむけた準備	305

第8節 商務・サービスグループ

流通・物流政策

1. 流通政策

1. 1. サプライチェーンの効率化

消費・流通分野においては、人手不足やそれに伴う人件費の高騰、消費者ニーズの多様化が進行している。また、国際情勢の悪化に起因した原材料・エネルギー・物流コストも高騰する中、新型コロナウイルスの影響によるEC需要も拡大しており、店舗運営やサプライチェーンの効率化による生産性向上の実現が求められている。

そのため、IoT技術を活用したサプライチェーンの効率化を図るため、2022年度は以下の取組を中心に行った。

第一に、RFID (Radio Frequency Identifier) 等のIoT技術の普及に関し、実証実験を通じて、折り畳みコンテナ等の物流資材にRFIDが組み込まれていることを前提とした入出荷検品等の運用方法の検討や、事前にRFIDが貼付された容器を使うことによる通常の製造ラインでの個品への組込方法の検証を行った。

第二に、自動認識技術やデータ等の活用により、サプライチェーン全体の効率化や社会課題となっている食品ロス削減に資するような実証実験を行い、期限情報を持つコード (GS1 DataMatrix) を活用した食品の個別在庫管理とダイナミックプライシングを用いた食品ロス削減及び業務効率化等の可能性や、ダイナミックプライシングの活用による余剰品販売プラットフォームでの食品ロス削減効果等について検証を行った。

上述の二点以外にも、2011年5月に経済産業省がサプライチェーンの効率化等を進めるために設立を主導した製・配・販連携協議会 (2023年4月時点で加盟企業は54社) において、2022年度は以下の活動を中心に行った。

2022年3月まで開催された「フィジカルインターネット実現会議」の分科会である「スーパーマーケット等WG」にて策定されたアクションプランに基づき、特に優先課題としてあげられた4つのテーマについて、それぞれ「商流・物流におけるコード体系標準化WG」「物流資材の標準化および運用検討WG」「取引透明化に向けた商慣習検討WG」「データ共有による物流効率化検討WG」を設置し、検討を行った。

その他にも、三位一体の返品削減 (納品期限の見直し、賞味期限の延長、年月表示化) や配送効率化に向けた取組

を継続するとともに、返品実態調査、加盟企業からの取組事例の共有、特に優れた取組についてサプライチェーン・イノベーション大賞の表彰等、業界全体のロジスティクス最適化に向けた普及啓発活動を後押しする取組を行った。

また、40年ぶりともいわれる物価高の局面の中で、生活必需品を含む消費財の供給という、国民生活や地域経済にとって不可欠な流通の機能を持続的に果たしていくための論点等を検討するため、2022年7月から「物価高における流通業のあり方検討会」を開催し、2023年3月に最終報告書を取りまとめた同報告書では、現在の物価高や人手不足は、いずれもビジネスに必要な資源・資本全般のリソース制約の問題であり、「労働への安易な依存からリソースへの投資・最大限活用」を基本的な考え方とし、限られたリソースを活かすため目指すべき方向性を次の3つに集約した。

- ・リソースを刷新：合理化・付加価値向上に向けたDX
- ・リソースをシェア：サプライチェーンの効率化 (垂直・水平方向の連携・統合)
- ・リソースを価値創造に活用：消費者・地域のニーズを踏まえた多様化

このうち、DXの推進のため、検討会と併せて、流通業の企業と優れたデジタル技術を有するスタートアップ等とのパートナー関係構築を促すコンテストも開催した。

1. 2. 百貨店

フィジカルインターネット実現会議の分科会として設置された百貨店WGにおいては、百貨店研究会の報告書で示された非競争的な協調領域における取組や業界固有の商慣行や物流課題に対応するべく、業界アクションプランが策定されたところ。2022年度では、アクションプランの達成に向けて百貨店WGシステム検討会を開催し、この中で、サプライチェーン全体の効率化のために、百貨店、取引事業者の商流情報の電子連携のための課題と物流事業者の課題について、構造的に把握するとともに、実現可能な課題解決に向けた方針を検討し、報告書を取りまとめた。報告書では、非競争的な協調領域における標準化などの取組を、できるところから部分的にでも進めるべきであることが示唆された。

1. 3. 消費喚起

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を図るとともに、「新しい生活様式」に対応した事業活動の推進と定着を促すことを目的として、イベント需要喚起事業（イベント割）を実施した（2022年10月～2023年1月）。本事業では、ワクチンの3回以上接種又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを確認することを条件に（オンラインによる参加は除く）、チケット販売事業者を経由して事業期間中に開催されるイベントのチケットを購入した消費者に対してチケット価格の2割相当額（上限2000円）を付与し、約730万枚のチケットに対して割引を行った。

1. 4. 大規模小売店舗立地法

「大規模小売店舗立地法」（平成10年法律第91号）は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和に配慮を求める手続等を定めた法律であり、運用は都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保するため、引き続き、次の施策に取り組んだ。

（ア）経済産業省及び各経済産業局に設置されている大規模小売店舗立地法相談窓口において、都道府県・

政令指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応した。

（イ）地域ごとに都道府県等連絡会議を開催し、大規模小売店舗立地法の届出に関して、具体的事例の研究等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交換等を実施した。

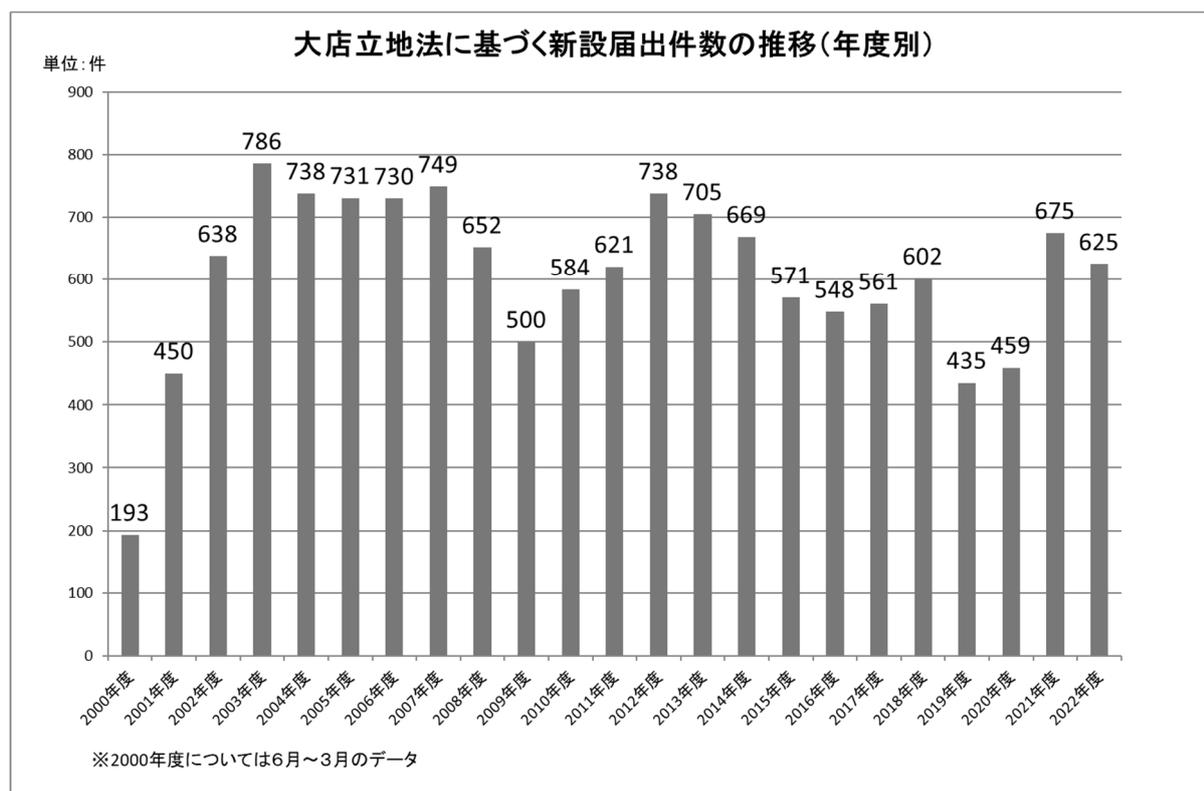
また、2000年6月の大規模小売店舗立地法施行後、2023年3月までに計13,960件（月あたり平均で約50件）の新設の届出があった（参照：大店立地法に基づく新設届出件数の推移（年度別））。

1. 5. 買物弱者対策

人口減少や少子高齢化等を背景に、地方の小売店舗閉店や公共交通網の縮小、廃業により、日常の買物が困難となっている人々、いわゆる「買物弱者」への対応が必要。

買物機会の提供という課題への対策を実施する自治体や団体等からの相談に対応するとともに、自治体が行っている買物弱者支援に関連する支援制度を経済産業局とともに取りまとめ、経済産業省のウェブサイト公表し、横展開を図っている。また、2022年度では買物弱者支援に繋がる民間事業者の事例集を取りまとめ公表をしている。

1. 6. 外国人旅行者等消費税免税制度



訪日外国人旅行者数は、2022年度においては383万人と前年の25万人から増加となった。コロナの収束後を見据えた制度の拡充として、令和4年度税制改正においては、2023年4月1日以降に免税対象者の範囲とその確認方法の明確化等を行うこととしており、関係事業者への周知徹底を図った。

2. 物流効率化

2. 1. 概要

物流は、我が国における豊かな国民生活や産業競争力、地方創生を支える重要な社会インフラであり、人口の減少や国際経済の不確実性の増大、新型コロナウイルス感染症の流行など社会環境の大きな変化の中にあっても、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活を維持するため、決して途切れさせてはならず、その機能を十分に発揮させていく必要がある。

我が国が直面する物流の課題としては、人口減少の本格化や労働力不足への対応、災害の激甚化・頻発化と国民の安全・安心の確保、デジタル化・イノベーションの強化、地球環境の持続可能性の確保やSDGsへの対応、新型コロナウイルス感染症への対応等が挙げられる。経済産業省においては、物流の課題への対応に向け、荷主企業と物流事業者の連携・協働を通じた物流効率化を推進している。

2. 2. 「物流の2024年問題」への対応

2024年4月に、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が適用される。これは、物流産業を魅力ある職場とすることを目的としているが、同時に、時間外労働の上限が年間960時間になるなど、一部のトラックドライバーの労働時間が短くなることも想定される。この結果、我が国は、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなるという、いわゆる「物流の2024年問題」に直面している。

こうした中で、着荷主を含む荷主や一般消費者を含め、取り組むべき役割を再考し、物流を持続可能なものとするため、経済産業省・国土交通省・農林水産省が事務局となり、2022年9月より「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を開催した。2023年2月には、中間取りまとめを公表した。

また、我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主企

業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関が連携し、政府一体となって総合的な検討を行うべく、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が2023年3月31日に設置・開催された。同会議では、総理から、①商慣行の見直し、②物流の効率化、③荷主・消費者の行動変容、について1年以内に具体的成果が得られるよう、対策の効果を定量化しつつ、6月上旬を目途に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を取りまとめるよう指示がなされた。

2. 3. 総合物流施策大綱（2021年度-2025年度）の策定及び官民物流標準化懇談会の設置

政府は、物流施策や物行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を1997年から6回にわたって策定してきた。

2021年6月に「総合物流施策大綱（2021年度-2025年度）」が閣議決定され、本大綱の下では、今後の物流が目指すべき方向性として、①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）、②労働力不足対策と物流構造改革の推進（担い手にやさしい物流の実現）、③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築（強くてしなやかな物流の実現）の3つを観点とし、関連する施策を位置付けている。

2022年9月には、総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）に位置付けられた施策の進捗管理や検証を行い、各種の施策が同大綱の目的に沿った効果を発揮するよう、必要な調整を図ることを目的として、有識者により構成される「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）フォローアップ会合」を国土交通省、農林水産省とともに開催した。同大綱を受け、デジタル技術の社会実装が急速に進みつつある中、物流に対する関係者の危機感や機運の高まりとともに、時機を逸せず集中的に物流産業における標準化を推進するため、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について議論・検討する場として、2021年6月、関係団体等を構成員とする官民物流標準化懇談会（国土交通省、農林水産省、経済産業省等の共同事務局）を設置し、第1回を開催した。同懇談会の下に設置されたパレット標準化推進分科会は、2022年6月に公開された中間取りまとめにおい

て、これからパレット化を図る事業者に推奨する規格として、平面サイズ 1100mm×1100mm のパレットを提示した。2022年7月開催の第2回懇談会では、パレット標準化推進分科会中間とりまとめを受けた今後の対応、そして、その他の物流標準化の取組状況を共有し、更なる物流標準化に向けた推進方策等について議論・検討を行った。

2. 4. フィジカルインターネット・ロードマップの策定

物流における需給ギャップの増大が見込まれる中、それに伴う経済全体の成長の阻害(2030年時点で7.5~10.2兆円の経済損失の可能性)や物流機能が不全となる事態を回避し、物流を産業競争力の源泉としていくべく、経済産業省と国土交通省により、2021年10月に「フィジカルインターネット実現会議」を設置した。同会議における6回の議論の末、2040年を目標とした物流のあるべき将来像、フィジカルインターネットの実現に向けた「フィジカルインターネット・ロードマップ」を2022年3月に取りまとめた。

フィジカルインターネットとは、インターネット通信における、データの塊をパケットとして定義し、パケットのやりとりを行うための交換規約(プロトコル)を定めることにより、回線を共有した不特定多数での通信を実現する考え方を、フィジカル、つまり物流の世界にも適用しようという考え方である。

本ロードマップでは、業界横断的に行うべき取組として、「ガバナンス」・「物流・商流データプラットフォーム」・「水平連携」・「垂直統合」・「物流拠点」・「輸送機器」の6つの項目に整理している。

各項目について、パレットやコンテナ容器等の物流資材の標準化・シェアリングや、データ連携のためのマスタ、プロトコルの整備、企業経営者のサプライチェーンマネジメントやロジスティクス重視への意識変革など、2040年までに段階的に行うべき取組を示している。

また、フィジカルインターネット実現会議の分科会としてスーパーマーケット等WG、百貨店WG、建材・住宅設備WGを設置し、2022年3月にはそれぞれ2030年までのアクションプランを策定した。

2. 5. 自動配送ロボットの社会実装

ラストワンマイル配送におけるドライバー不足の解消

や、買い物弱者対策の手段の1つとして、自動配送ロボットによる配送サービスの社会実装が求められている。

第208回通常国会において、低速・小型の自動配送ロボットの公道走行に係るルール等を定めた「道路交通法の一部を改正する法律案」が提出され、2022年4月に成立・公布され、施行日は2023年4月1日とされた。

こうした中で、2022年6月に閣議決定された成長戦略フォローアップでは、低速・小型の自動配送ロボットについて、改正道路交通法の円滑な施行に向けて、道路運送車両に該当しないことを明確にするとともに、産業界における安全性向上等の取組、複数台のロボットを安定的に同時走行させるための更なる技術開発の促進、導入拡大に向けた取組などを支援することとされた。

それを受け、2022年度当初「戦略的国際標準加速事業」等を通じ産業界における安全基準やガイドライン等の策定に関する側面支援を行うとともに、2022年度当初「革新的ロボット研究開発等基盤構築事業」を通じた技術開発や公道での実証実験の支援を実施した。また、2019年から継続して開催している「自動走行ロボットを活用した配送の実現に向けた官民協議会」を通じて今後の展望等について議論を行うとともに、セミナーやシンポジウムを開催するなど、導入拡大に向けた取組・支援を行った。

2. 6. 物流倉庫におけるロボットフレンドリーな環境の構築

物流倉庫における自動化・機械化が求められる中、自動化機器の導入・稼働しやすいロボットフレンドリーな環境構築を目指して、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会(RRI)のロボット実装モデル構築推進タスクフォースの下に2021年9月に設置された物流倉庫テクニカルコミッティー(TC)において、標準化・規格化に向けたルール形成を進めている。2022年度においては様々な自動化機器を統一的な方法で制御・管理するための標準化や、自動化機器が扱いやすくするための段ボールケースの標準化について実証等を通じた検討を行った。

2. 7. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

(1) グリーン物流パートナーシップ会議の開催

物流部門の環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築には、荷主・物流事業者それぞれの単

独による取組だけではなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働することによる、物流システムの改善に向けた先進的な取組が必要である。複数事業者間の協働によるそうした取組（グリーン物流パートナーシップ）を支援し、普及促進を図ることを目的として、経済産業省、国土交通省、産業界が主催となり2005年4月に「第1回グリーン物流パートナーシップ会議」を開催し、以降毎年継続して実施している。

2022年度は、表彰制度の見直しを行い、これまでの「物流DX・標準化表彰」及び「物流構造改革表彰」に加えて、「強靱・持続可能表彰」を新設した。また、表彰名を「グリーン物流優良事業者表彰」から「物流パートナーシップ優良事業者表彰」に変更した。

12月には第21回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、持続可能な物流体系の構築に関し顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務・サービス審議官表彰を行った。

（2）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法、物効法）（平成17年法律第85号）

物流総合効率化法は2005年に制定されて以降、倉庫等の物流施設の整備を中核として物流業務を総合的・効率的に進める事業を支援してきた。

昨今の物流分野の労働力不足への対応を推進するため、効率化支援策を「施設整備」によるものから「連携」によるものへ転換することとし、2以上の者の連携を前提に、支援の裾野を広げ、モーダルシフト（トラックから鉄道・船舶への輸送手段の転換）や共同配送を始めとした多様な取組を後押しできるようにするための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」

（平成28年法律第36号）が成立し、2016年5月に公布、10月に施行された。本法改正以降、2022年度までに経済産業省本省の認定案件は44件となった。

2. 8. 国際物流に関する取組

世界的な国際海上コンテナ輸送力及び空コンテナの不足による需給の逼迫を受け、関係者間で情報共有を行い、共通認識の下に連携して問題に対応していくことを目的として、2021年4月・2022年1月の2回にわたり国土交通省及び農林水産省と共同で開催したコンテナ不足問題の

関係者による情報共有のための会合について、ロシアのウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策による上海のロックダウン等により、我が国の国際物流を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえ、海上輸送のみならず航空輸送も含めた直近の関係者の取組状況を把握するとともに、関係者間において現在の課題や今後の見通し等の情報共有を行うための会合を2022年6月に開催した。

また、タイにおける日本の物流システム機器の普及と、物流倉庫の作業効率化、サービス品質の高度化に寄与することを目指し、日本国内のマテハンシステム機器専門の資格認定講座を現地に展開すべく活動を進めている。2022年度は、専門家派遣を実施し、タイの物流倉庫・庫内作業における課題の調査、物流システム機器の専門的知識の習得やスキル向上を促すマテハン講座内容骨子の策定を実施し、現地の物流倉庫及び庫内作業の課題と新たな人材育成講座のニーズの明確化を行った。

2022年10月には日印産業競争力パートナーシップの下で第4回物流ワーキンググループが開催され、インド商工省との物流に関する意見交換の中で、日本から「総合物流政策大綱」や「フィジカルインターネット・ロードマップ」、コンテナ不足問題対応に関する政策知見、日印物流協力の現状を紹介するとともに、インド政府訪日団からは、新たにモディ首相が発表した国家インフラ計画「PM Gati shakti（ガティシヤクティ）」や「国家物流政策」の下での物流・インフラ強化の取組及び日本企業の投資機会についての説明が行われ、両者は今後のインドにおける物流分野における協力強化の意向を確認した。

消費者政策

1. 消費者行政（特定商取引法）

経済産業省は「特定商取引に関する法律（特定商取引法、特商法）」（昭和51年法律第57号）を消費者庁と共管している。2008年6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

1. 1. 特定商取引法の概要

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律である。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象（注1）に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等（注2）を定めている。

（注1）規制対象となる7つの取引類型

- （1）訪問販売
- （2）通信販売
- （3）電話勧誘販売
- （4）連鎖販売取引（人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引のこと）
- （5）特定継続的役務提供（長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の特価を約する取引のこと。現在、エステティックサロン、語学教室など7つの役務が対象）
- （6）業務提供誘引販売取引（「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引のこと）
- （7）訪問購入

（注2）法律措置の主な内容

- | | |
|----------------|----------------|
| （1）行政規制 | （2）民事ルール |
| （ア）氏名等の明示の義務づけ | （ア）クーリング・オフ（※） |
| （イ）不適正な勧誘行為の禁止 | （イ）意思表示の取消しの制限 |
| （ウ）広告規制 | （ウ）損害賠償等の額の制限 |
| （エ）書面交付義務 | |

（※）申込みまたは契約の後に、法律で決められた書面を受け取ってから一定の期間（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入においては8日間、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引においては20日間。通信販売には、クーリング・オフに関する規定はない）内に、無条件で解約すること。

1. 2. 特定商取引法の改正

特定商取引法は、新たな手口の悪質商法の発生など消費者トラブルの状況の変化に対応して、累次の改正を行ってきた。

2021年6月、第204回通常国会において、通信販売における定期購入ではないと消費者に誤認させる表示や契約の解除の妨害をするような「詐欺的な定期購入商法」や、売買契約に基づかずに一方的に商品を送り付けるような「送り付け商法」に関する対策を講じること等を内容とする、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年法律第72号）が成立し、2022年6月1日に最終施行された。

2. 消費者相談

2022年度における経済産業省の消費者相談件数は6,952件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が4,543件と全体の約6割強を占めている。

契約関係の相談を取引類型別にみると訪問販売（1,414件）が最も多く、次いで通信販売（1,220件）、電話勧誘販売（732件）、後払割賦（719件）、特定継続的役務提供（673件）、連鎖販売取引（245件）、訪問購入（171件）、前払割賦（137件）、業務提供誘引販売取引（88件）、先物取引（11件）であった。

商取引政策

1. 取引信用行政

1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を行政対象としている。具体的には、「割賦販売法」（昭和36年法律第159号）による販売信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する施策を講じている。

1. 2. 割賦販売法を巡る動向

第201回通常国会で成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」（令和2年法律第64号。2020年6月24日公布）が、2021年4月1日に施行された。これにより、認定を受けた包括信用購入あっせん業者または登録を受けた少額包括信用購入あっせん業者は、利用・返済履歴などを活用したより精度の高い限度額審査等が可能となったほか、Q

Rコード決済事業者やECモール事業者等へのセキュリティ対策の強化が図られた。

また、2022年4月からは、民法の改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、若年者の消費者被害等を防止すべく、経済産業省は、クレジット事業者に対し、当面の間、若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等を求めた。

1. 3. クレジット産業の動向について

(1) 割賦販売法に基づく登録事業者数の状況

2023年3月末現在の割賦販売法に基づく登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比6社減の249社(2020年割賦販売法改正によって新たに創設された登録少額包括信用購入あっせん業者3社、認定包括信用購入あっせん業者1社を含む)、個別信用購入あっせん業者が前年比5社減の146社、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が前年比3社増の268社となっている。

(2) クレジット取引のセキュリティ強化のための業界における取組について

クレジット産業においては、「国際水準のセキュリティ環境」の実現を目指し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めるため、クレジットカード取引に関係する幅広い事業者及び行政、業界団体等の連携により、クレジット取引セキュリティ対策協議会が2015年3月に設立され、これまでに、関係事業者が各々の役割に応じて取り組むべきセキュリティ対策を、実務上の指針として取りまとめ、2016年に「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を公表、それ以降、毎年度、実行計画の必要な見直し等を行うなど、セキュリティ強化のための対策に取組んできた。

同「実行計画」は、2020年3月末をセキュリティ対策の実施期限としてクレジットカードの偽造防止による不正利用対策として、クレジットカードや決済端末のIC化等の取組を進めてきたものであるが、上記のようなクレジットカード取引を取り巻く環境も変化している状況を踏まえて引き続き必要なセキュリティ対策を検討し実施していくことが必要であり、また、指針等を技術の進歩やオペレーション等の観点から適宜見直しを行うことが必要であるといった認識から、2020年3月に新たに「クレジット

カード・セキュリティガイドライン」を取りまとめ、毎年改定が行われてきた。一方、クレジットカードの不正利用被害額は増加傾向にあり、2021年には約330億円に達し、過去最悪となった。経済産業省においても、セキュリティ対策強化のための検討を行い、オンライン決済における加盟店の本人認証の導入等、当面の対応を2023年1月に取りまとめた。2023年3月には、これらを踏まえた「クレジットカード・セキュリティガイドライン4.0版」が公表された。

(3) クレジットカード事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

2019年8月、経済産業省は、クレジットカード事業者のマネー・ローンダリング対策等の実効的な体制整備を図る観点から、「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、これに即した検査・監督を行っている。

2021年11月には、更なる実効的な体制整備等を図るため、ガイドラインを改正し、同年12月、同ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに体制を整備するよう業界団体を通じて要請した。

(4) 経済安全保障への対応

2022年5月、第208回国会で、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、特定社会基盤役務の安定的提供を維持すること等を通じて国家及び国民の安全を経済面から確保する「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和4年法律第43号)が成立した。同法における特定社会基盤役務として、包括信用購入あっせん業が位置づけられた。

1. 4. 前払式特定取引業の動向について

(1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973年に347社あった事業者数は、1986年に415社とピークを迎えた後減少し、2023年3月末現在で前年比2社減の238社となった。一方、前受金残高は1973年以降増加し2021年9月末に2兆4,769億円とピークを迎え、2023年3月末現在で前年比248億円減の約2兆4,421億円となった。

(2) 友の会の動向

1973年に178社あった事業者数は、1985年に356社とピークを迎えた後減少している。2023年3月末現在で前年比3社減の86社となった。一方、前受金残高は2023年3月末現在で前年比64億円減の約5,159億円となった。

1. 5. リース産業の動向について

2022年度のリース取扱高は4兆3,106億円（前年度比2.2%増）、リース設備投資額は4兆347億円（前年度比1.8%増）となり、リース取扱高及びリース設備投資額は3年ぶりの増加を示した。

リースは、特に中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合（リース比率）は、2022年度は4.18%と、企業の設備投資の約4%がリースを利用している。

2. キャッシュレスの推進

2. 1. 概要

キャッシュレスの推進は、①外国人観光客を含む消費者にとっては、大量の現金を持たずに買い物が可能となり、②紛失・盗難時の被害リスクが現金に比べて軽減されることに加え、③事業者にとって現金処理コストの削減による生産性向上の効果をもたらすなど、様々なメリットがある。

近年では、QRコード決済等の従来型のクレジットカードによらない決済サービスの利用も進んでおり、決済方法は多様化しつつある一方で、世界各国の民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展している国は40%~60%台であるのに対し、日本は30%台にとどまっている。

2. 2. キャッシュレスの将来像に関する検討会

2019年10月から2020年6月にかけて実施したキャッシュレス・ポイント還元事業等を通じ、店舗・消費者双方に対してキャッシュレス決済の利用を促進しており、2021年のキャッシュレス決済比率は32.5%となる等、キャッシュレス決済の普及は着実に進展しつつある。

他方、加盟店手数料の負担が重いことや、キャッシュレス決済導入のメリットが見えづらいこと等が更なる普及の課題として指摘されていたことを受け、キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた課題や方策

を検討するため、「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」を2021年度に実施した。本検討会での取りまとめにおいて、加盟店の導入拡大に向けては、加盟店手数料負担等により、コストに比較してメリットが実感できていない店舗が存在することを踏まえて、①加盟店手数料の低減に向けた取組、②店舗へのキャッシュレス決済導入のメリット等の周知・広報を通じて店舗側がコスト・メリットを勘案した上で最適なキャッシュレス決済手段を導入できる環境整備を進めるべきである方針が示された。併せて、消費者の利用拡大に向けては、無駄遣いやセキュリティ等に対する不安を解消するための取組を進めるべきであるとの方針が示された。

加えて、さらなるキャッシュレス決済の普及のためには、日本のキャッシュレスが目指すべき方向性を提示する必要があることから、キャッシュレスの将来像に関する検討会を2022年9月に立ち上げ、年度内に5回の検討会を実施した。検討会を踏まえ、キャッシュレスのメリット・デメリットを定量的に評価し、日本のキャッシュレス化の現状を確認するとともに、キャッシュレス化の社会的意義、足元の動向や今後想定される技術・ビジネス環境の変化等を見据えたキャッシュレスの将来像、目標とすべき新たな指標の具体化と課題等について取りまとめ2023年3月に公表した。

2. 3. 加盟店手数料の低減に向けた取組、キャッシュレス決済に係る店舗、消費者への周知広報

2021年度の検討会取りまとめを踏まえ、市場の透明性向上や加盟店による価格交渉の活発化に向けては、主要な国際ブランドに対して、加盟店手数料の大部分を占めるインターチェンジフィー（クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料）の標準料率の公開を要請していたところ、2022年11月に公表された。また、セキュリティに対する不安からキャッシュレス決済の利用をためらう消費者の不安解消や店舗におけるキャッシュレス決済導入メリット訴求のため、キャッシュレス決済におけるセキュリティ対策やメリットを掲載した動画およびリーフレットを作成し、2023年3月に経済産業省や関係団体等のホームページで公開した。

2. 4. 一般社団法人キャッシュレス推進協議会[※]と連携した取組

J P Q R[※]と同様の国際基準に準拠した統一QRコードの導入はASEAN諸国では既に進んでおり、我が国との相互運用が可能になれば、日本の店舗にとっては容易にインバウンド対応ができるようになるとともに、日本人が海外に出かけた際の決済も容易になる。既にJ P Q Rとほぼ同一仕様の統一QRを導入済みで、かつ、訪日外国人数及び日本人訪問者数が多い、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアと相互運用に向けた協議を進めたところ、2022年12月9日に経済産業省とインドネシア銀行において「統一QRコード決済分野における協力に関する日本国経済産業省とインドネシア銀行との間の協力覚書」(MOC)に署名を行った。本MOCでは、両国の統一規格に基づくQRコード決済の相互運用や越境決済を推進するため、情報交換や技術協力を行うことに合意した。

※一般社団法人キャッシュレス推進協議会とは…早期のキャッシュレス社会を実現することを目的として、2018年7月に設立。なお、同年10月には商務・サービスグループにおいてキャッシュレス推進に関する専門的かつ横断的な検討を行うため、消費・流通政策課にキャッシュレス推進室を設置。

※J P Q Rとは…一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定されたコード決済の統一規格(店舗提示型コード決済)で、2020年4月27日より全国で本格運用を開始。

3. 商品先物行政

3. 1. 商品先物取引について

商品の価格は、需給バランス等によって変動する。商品の価格変動は、商品や当該商品を原材料とした製品等を購入、販売する企業にとっては経営上のリスクであり、経営を安定化させるためには価格変動に対処する必要がある。商品先物取引はその商品の価格の変動リスクを回避または軽減する一つの方法であり、特に、電力・ガスシステム改革による市場の自由化及びロシアのウクライナへの侵略による燃料価格の高騰により、エネルギー分野では商品先物取引による価格変動リスクの回避等の必要性が高まっている。

また、これまでは農産物市場のみを扱ってきた株式会社

堂島取引所(堂島取引所)は、2023年3月に貴金属市場(金、銀及び白金)の試験上場を果たし、当省の所管となった。堂島取引所の「金先物」の取引単位は、株式会社大阪取引所(OSE)の「金ミニ先物」の10分の1とする差別化を図り、小口の証拠金での取引を可能とした商品設計となっている。

(1) 商品先物取引の現状

(ア) 取引量の動向

2022年度の株式会社東京商品取引所(TOCOM)の出来高は、2,124千枚であり、前年度の出来高3,689千枚より大幅に減少した。ロシアのウクライナへの侵略を背景にエネルギー価格が上昇し、証拠金が高値で推移したこと等から取引が手控えられた。

(イ) 許可業者等

2023年3月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物取引業者数は前年比2社減の36社、商品先物取引仲介業者数は前年比同数の2社であった。

また、2022年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して立入検査を4件実施した。

(ウ) 委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2023年初は国内商品市場取引では18,572人、外国商品市場取引では55,864人、店頭商品デリバティブ取引では524,560人であった。

(2) エネルギー先物市場に係る取組

2022年4月には、TOCOMの電力先物の本上場及びLNG先物の試験上場がなされ、従来の原油等を合わせた総合エネルギー市場が誕生した。

TOCOM及び欧州エネルギー取引所(EEEX)の取引量や市場参加者数は徐々に拡大しているが、市場を発展させるために、更なる流動性の拡大が必要である。

(3) 商品先物取引業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

2019年8月、農林水産省及び経済産業省は、商品先物取引業者のマネー・ローンダリング対策等の実効的な態勢整備を図る観点から、「商品先物取引業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、これに即した検査・監督を行っている。

2021年10月には、更なる実効的な態勢整備等を図るため、ガイドラインを改正し、同ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに体制を整備するよう業界団体を通じて要請した。

さらに、テロ等に関与する者のリストが更新される度に、業界団体を通じて徹底して周知を図った。

(4) 国際的な取組

例年、証券監督者国際機構（IOSCO）のデリバティブについて検討する第7委員会に参加している。2023年1月、昨今の商品市場の混乱やボラティリティに伴って浮き彫りとなった様々な課題へ対応するため、原則16：予期せぬ混乱（Unexpected Disruptions）を追加した「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の改訂に携わった。

3. 2. 商品投資事業について

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配するものである。

2023年3月末現在の「商品投資に係る事業の規制に関する法律」（平成30年法律第66号）に基づく許可事業者数は、前年比同数の4社であった。

サービス産業政策

1. サービス産業

1. 1. サービス産業の生産性向上のための取組

サービス産業の生産性向上のため、次の施策に取り組んだ。

(1) ITを活用した生産性向上

中小サービス事業者等のDXによる一層の生産性向上を実現するため、令和2、3、4年度当初予算において、「共創型」サービス・IT連携支援事業を措置し、中小企業等とITベンダーの協調による、ユーザーの現場課題に即したITツールの機能改善及び当該ツールの汎用化に

向けた取組を支援した。

(2) 日本サービス大賞による業界全体の活性化

サービスの送り手と受け手の「価値共創」を軸に、「革新的で優れたサービス」を表彰することでサービス産業のイノベーションと一層の生産性向上を促す第4回日本サービス大賞は、2021年11月1日から募集が開始され、日本全国各地から幅広い業種・業態、規模の事業社より749件に及ぶ応募が寄せられた。2022年12月に表彰式が開催され、30の企業が内閣総理大臣賞を始めとする各賞を受賞した。

1. 2. スポーツの成長産業化

先進国、新興国において、スポーツ産業の市場規模は、対GDPで3%程である。しかし、日本における市場規模は対GDP比で約1%に低迷しており、市場規模拡大の余地が大いにある。今後スポーツ産業を成長産業化させ、コストセンターからプロフィットセンターに変えていく取組が必要とされる。

(1) スポーツ未来開拓会議

2016年2月、スポーツ庁と経済産業省は、「第1期スポーツ未来開拓会議」を立ち上げ、同年6月には中間報告を公表し、我が国のスポーツビジネスにおける戦略的な取組を進めるための方針とともに、スポーツ市場規模を2025年に15兆円にするとの目標を掲げた。その後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、当時は想定もしていなかった新型コロナウイルス感染症のまん延、急速なデジタル化の進展、急速な少子化に伴う地域スポーツ環境に係る問題の顕在化など、様々な環境の変化が生じたことから、改めて2023年2月から「第2期スポーツ未来開拓会議」を開催し、15兆円産業化に向けた具体的方策について検討を進めた。

(2) スタジアム・アリーナ改革

2016年7月にスタジアム・アリーナ推進官民連携協議会を立ち上げ、スタジアム・アリーナ改革に向けた方針や、ガイドブックをまとめ、公表した。

2017年6月に閣議決定された未来投資戦略では、「にぎわいやコミュニティ創出の拠点で、経済活性化の起爆剤と

なるスタジアム・アリーナを、2025年までに新たに20拠点実現する。」と掲げ、2021年度に引き続きモデルとなるスタジアム・アリーナを募集し、選定を行った。

(3) 地域×スポーツクラブ産業研究会

日本のジュニア世代（小、中、高校生）のスポーツ環境においては、教員や地域住民によるボランティア活動を基調とした、学校部活動や地域のスポーツクラブが中心的な役割を担ってきたが、少子化による学校単位でのクラブ存続難、教員の働き方改革の必要性の高まり、ボランティア主体による指導の質のバラツキなど、様々な課題が指摘されている。こうしたボランティア活動を基調としたスポーツ環境のみならず、「対価を取って」質の高い指導・プレー環境・コミュニティを提供する新しいスポーツクラブ産業が日本の各地で成長すれば、スタジアム・アリーナ整備と相まって、ジュニア世代のみならず生涯を通じた多様なスポーツに取り組む環境が整い、スポーツクラブ産業を核とした地域経済の新しい成長の道筋が見える可能性がある。そこで、2020年10月に「地域×スポーツクラブ産業研究会」を立ち上げ、これまでも推進されてきた「総合型地域スポーツクラブ」を含めた、持続可能なスポーツクラブ産業の在り方について、課題の洗い出しと対策の方向性について検討し、2021年6月には、第1次提言として、サービス業としての地域スポーツクラブを可能にする「新しい社会システム」の実現に向けて検討されるべき5つのポイントを提言した。また、1年半にわたる研究会での議論と第1次提言公表後に全国10カ所で実施したフィージビリティスタディ事業からの成果を踏まえ、2022年9月に最終提言として「未来のブカツ」ビジョンを取りまとめた。U15/U18世代のスポーツ環境が抱える課題の解決に向けて、スポーツの社会システム全体の再デザインを提案し、その上で、U15/U18世代に対する理想的なスポーツ環境とそれを実現する社会システムの再構築に必要な施策群を整理した。

(4) スポーツDX政策

近年、諸外国ではNFTやファントークン等のブロックチェーン技術を活用した新ビジネスが広がりを見せている。一方、日本においては、スポーツにおけるコンテンツやデータの二次利用も含めた権利関係の在り方について、

必ずしも体系的な整理はされていないことや法的な予見可能性が低いことが課題となり、ビジネスが広がっていない現状である。そこでスポーツ庁と経済産業省は2021年11月に「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」を立ち上げ、我が国におけるスポーツコンテンツやデータを活用したビジネスの現状を明らかにするとともに、海外の先進事例及び我が国でのスポーツDXビジネスの展開における法的課題について検討し、その結果を2022年12月に「スポーツDXレポート」として取りまとめた。

1. 3. 教育産業に関する取組

「第4次産業革命」や、「人生100年時代」、「グローバル化」が進む中、世界は「課題解決・変革型人材（チェンジメーカー）」の輩出に向けた能力開発競争の時代を迎え、各国で就学前からリカレント教育に至るまで、各教育段階における革新的な能力開発技法（EdTech^{*}）を活用した「学びの革命」が進んでいる。

こうした中、民間教育サービスを活用した新たな学びの在り方を検討するため、教育産業室において、EdTech等を活用した革新的な能力開発技法の創出に向けた議論や実証事業を行った。

※EdTech（エドテック）とは・・・「Education（教育）」と「Technology（科学技術）」を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

(1) 産業構造審議会教育イノベーション小委員会

2018年1月に始まった「『未来の教室』とEdTech研究会」では、AIや動画、オンライン会話等のデジタル技術を活用した教育技法であるEdTechを活用し、人の創造性や課題解決力を育み、個別最適化された新しい教育をいかに作り上げるかについて議論を行い、2019年6月、実現すべき教育改革プランを「未来の教室ビジョン」（「未来の教室」とEdTech研究会第2次提言）として取りまとめた。

その後、本研究会の下に「STEAM^{*}検討ワーキンググループ」を設置し、「未来の教室」ビジョンの柱の一つ「学びのSTEAM化」という考え方の更なる整理、STEAMライブラリー構想の精緻化を進め、2020年8月には中間

報告を取りまとめた。

さらに、2021年6月には、DX・第4次産業革命とボーダーレス化がさらに進む次世代社会に向けて、イノベーション創出・地方創生・起業の当事者（未来の創り手）である次世代人材を育む学習環境を、教育サービス業・学校（小中高・大学等）・地域社会・産業界が壁を越えて取り組むオープン・イノベーションを基軸にして構想する「産業構造審議会教育イノベーション小委員会」を、さらにその下に「学びの自律化・個別最適化WG」「学びの探究化・STEAM化WG」を設置し、議論を開始した。

2022年9月には、これまでの議論結果を取りまとめ、「産業構造審議会教育イノベーション小委員会中間取りまとめ」として公表した。

※STEAM（スティーム）とは・・・Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術）及びMathematics（数学）の5つの領域を含む学際的な探究学習を目指す教育コンセプトの総称。

（2）「未来の教室」実証事業

令和4年度予算「学びと社会の連携促進事業」では、2019年に『未来の教室』とEdTech研究会にて提示された「未来の教室」ビジョン（第2次提言）を具現化した事例を創出すべく、これまでの「未来の教室」実証事業にて得られた結果や知見をもとに、モデル事例の普及・展開に必要なビジネスモデルの構築、政策的示唆の抽出や学術的検証といった観点から、主に以下の内容で実証事業を行った。

- ・「未来の教室」ビジョンの実現
- ・多様な個性・才能・創造性を開花させ育むサードプレイス
- ・教育データの利活用
- ・STEAMライブラリーの活用事例創出

（3）EdTech導入補助金

2019年度から2021年度には、EdTech導入補助金として、学校等教育現場にEdTechソフトウェア・サービスを導入する事業を行う事業者に必要な経費の一部を補助し、学校及び学校等設置者と教育産業の協力による教育イノベーションの全国的な普及の後押しを行った。

（4）探究的な学び支援

令和4年度補正予算において、探究学習や情報活用能力育成に資するサービスを提供する事業者に対し、学校等の教育現場にサービスを導入する際の必要経費の一部を補助し、学校等教育機関における探究学習等の高度化を推進した。

（5）「教育／EdTechイノベーション創出・海外展開支援」事業

令和4年度予算「学びと社会の連携促進事業」において、次代の教育／EdTechイノベーターに対する育成プログラムや、海外におけるEdTechイベント等への参加支援を通じて、教育／EdTech分野のイノベーター支援を行った。

2. ヘルスケア・医療機器産業

我が国において平均寿命は男女ともに80歳を超え、世界一の健康長寿国になった。平均寿命が今後も伸びていくことが予想される中、公的保険制度を中心とした医療・介護サービスはもちろんのこと、保険外も含めたサービスの充実を行い、超高齢化社会へ対応していく必要がある。

2. 1. ヘルスケア産業の創出

少子高齢化が進む我が国では、国民の医療、介護、健康に関する関心は高まりを見せており、生活習慣病の患者や高齢者の単身世帯のさらなる増加が見込まれる状況において、運動・栄養指導や予防・健康管理サービス等、ヘルスケア産業に対する需要もますます増えてくることが想定される。

社会構造の転換に伴う医療・介護及びその周辺分野における需要は、産業面から見ると、高齢社会の需要に適切に応えながら内需を主導し、雇用を創出する成長産業となりうる側面を持っている。生活習慣病関連にかかる医療費を、公的保険外のサービスを活用した予防・健康管理にシフトさせることにより、「国民の健康増進」、「持続的な社会保障制度構築への貢献」、「経済成長（新たな産業創出）」を同時に実現することを目指す。

そのため、健康長寿社会の形成に資する新産業創出に向けて、官民一体となって具体的な対応策の検討を行うために政府内に設置した健康・医療新産業協議会にて取りまと

めた「健康・医療新産業創出に向けた『アクションプラン2022』」に基づき、製薬産業・医療機器産業・介護福祉機器産業や異業種製造業、その他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、「総合的な健康・医療関連産業の振興」を行った。

(1) 健康経営の推進

具体的には、企業・保険者の健康経営や健康への投資促進を目的として、健康経営銘柄2023の選定を実施したほか、日本健康会議が「健康経営優良法人2023」として、大規模法人部門2,670法人以上、中小規模法人部門14,010法人以上を認定した。さらに、人的資本に関する非財務情報開示の取組として、2,238法人分の健康経営に関する評価結果を、経済産業省ウェブサイト公開した。

(2) 公的保険外サービスの活性化について

また、公的保険外サービスの活性化施策としてグリーン解消、成果連動型委託契約(Pay For Success/Social Impact Bond)の促進に向け首長セミナー実施や事業組成パックを2分野で策定、ヘルスケアサービスの品質確保のため業界団体等が踏まえるべき指針である「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドライン等の策定支援(4件)、ビジネスモデル確立に向けた実証事業(7件)、地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置の促進やそのアライアンス会合の開催等を行った。

(3) 予防・健康づくりに関するエビデンスの構築

同時に、日本認知症官民協議会のもと、認知症の人の意見や思いを最大限尊重しながら、生活を支える広範な産業(例:金融・IT・住まい・食・見守り等)と公的機関・医療・福祉・当事者関係者等が連携しイノベーションを創出していくための検討の場として、「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ」を2022年9月、2023年2月の2回開催した。さらに、ヘルスケアサービスに関するエビデンス構築として、認知症との「共生」に関する製品・サービスの開発・普及に当たり、本人や家族のQOLの向上やインフォーマルケアコストの削減といった社会的な効果に加えて、介護費への影響や認知症の人の社会参画の強化等による経済的インパクトを分析・評価するこ

とを目的とする「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」を実施した。また、日本医療研究開発機構(AMED)では、職域における心の健康保持増進や認知症の早期発見、進行抑制等の領域における質の高い製品・サービスの社会実装に向けた大規模実証事業(認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業)を推進し、心の健康保持増進に関する実証事業は引き続き実施中であり、認知症における実証については研究期間が終了し、結果の取りまとめを開始した。

(4) 介護と仕事の両立支援

また、介護領域に関する経済産業省としての取組について、2022年3月に実施した産業構造審議会経済産業政策新機軸部会において、仕事をしながら介護に従事する「ビジネスケアラー」の増加による経済損失約9兆円(2030年時点)の試算と共に、ビジネスケアラーへの支援を重点化する方向性を定めた。具体的には、地域における介護需要の新たな受け皿の整備(介護保険外サービスの振興等)、職域における両立支援に向けた取組促進といった方向性で施策を講じていくこととした。並行して、介護領域の社会機運の醸成を推進するため、2022年3月に、介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換する「OPEN CARE PROJECT」を立ち上げた。

(5) デジタルヘルスの普及

医療現場と民間企業が連携し、健康・医療データを医師の診療等の参考情報としての活用に向けて、現場の具体的なニーズを踏まえた課題解決型の研究開発事業を実施(AMED研究事業、2021年度から3年間の実施期間事業)。

加えて、我が国のPHR(Personal Health Record)については、個人の保健医療情報のサマリー化・ヒストリー化など個人が理解しやすい形で適切に提供され、自らの健康管理・予防行動に繋げられるような仕組み・ルール整備が求められている。そのため厚生労働省の「健康・医療・介護情報活用検討会 健診等情報活用ワーキンググループ」の下に設置した「民間利活用作業班」において取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の周知に加え、同じく取りまとめた「民間利活用作業班 報告書」にて望まれた、より高いサービス水準を目指すガイドライン策定に向けて、同ガイドラ

インの策定主体として期待される業種横断の民間P H R 事業者団体の設立に向けて事業者との意見交換を実施した。その後、設立準備企業 15 社がP H R サービス事業協会の設立に向けた宣言を行い、2023 年度早期の当団体の設立に向けて準備を進めた。

(6) ヘルスケアベンチャー

ヘルスケア分野における課題解決に挑戦している優れた個人・団体・企業等の表彰を通して社会での認知度を上げ、大企業・ベンチャーキャピタル等とのビジネスマッチングを促進することで、それらの個人・団体・企業等の成長を促すことを目的とする「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト (J H e C)」を 2015 年度より毎年度開催しており、2022 年度に第 8 回を開催した。

また、2020 年 7 月より、ヘルスケアやライフサイエンスに関わるベンチャー企業等の相談窓口として、Healthcare Innovation Hub (InnoHub) を設置しており、2022 年度も相談内容に応じて、事業計画相談、ヘルスケアベンチャー等への支援者・支援団体 (InnoHub アドバイザー・サポーター団体) 等への情報提供やマッチングを行うなど、多様なネットワークを活用して相談者の支援を実施した。

これらの需給両面からのアプローチにより、ヘルスケア産業の市場創出を促した。

2. 2. 医療・介護の国際化

日本は、少子高齢化という課題に世界に先駆けて直面している国であり、その課題に対応するサービスや機器について世界をリードできる可能性がある。例えば、日本の医療技術については、がん診断・治療等、国際的に評価されている分野が存在する。こうした日本の良質な医療機器やサービスの国際展開を促進することは、国際貢献と国内における関連産業の活性化に繋がると期待される。

経済産業省としては、ヘルスケア産業 (健康・医療・介護) の国際展開を後押しするため、2022 年度には海外における事業化に向けた実証調査事業について、新興国を中心に 8 案件を支援した。また、コロナ後、医療を目的に訪日する外国人患者の受入再開の本格化に向け、特に中国をターゲット国として、受入患者拡大に向け、効果的な情報発信の検討・実施した。

加えて、経済成長とともに進む高齢化により各国で高齢

化対応が求められている機会を踏まえ、介護サービス・福祉機器の国際展開を後押しするため、中国地方政府等との協力の下、天津市において、オンラインで商談会・ビジネスマッチングを行った。

2. 3. 医療機器

(1) 業界の現状

国内の市場規模は、高齢化の進展に伴って 2021 年度には約 4 兆 2327 億円となっている。また、我が国の医療機器の 2021 年度輸出額は、約 1 兆 3 億円となっており、貿易収支は輸入超過で推移している。

(2) 医療機器開発

政府は、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づき、医療機器政策に特化し、各段階に応じた関係省庁の各種施策を網羅した基本計画を定めている。2016 年 5 月 31 日に閣議決定した第 1 期の医療機器基本計画について、策定から 5 年が経過し、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術を活用した医療機器の登場など社会情勢が大きく変わっていることから厚生労働省等と連携し、医療機器業界を取り巻く現状と課題を改めて整理し、第 2 期基本計画として改定を行った (2022 年 5 月 31 日閣議決定)。

本改定においては、健康寿命の延伸や医療・福祉サービス改革といった今後 10 年程度に対応すべき社会課題に対し、今後 5 年間で集中的に取り組む必要がある重点分野を定めている。具体には、①日常生活における健康無関心層の疾病予防、重症化予防に資する医療機器、②予後改善につながる診断の一層の早期化に資する医療機器、③臨床的なアウトカムの最大化に資する個別化医療に向けた診断と治療が一体化した医療機器、④高齢者等の身体機能の補完・向上に関する医療機器、⑤医療従事者の業務の効率化・負担軽減に資する医療機器を重点 5 分野として設定した。この重点 5 分野に加え、3 つのプラットフォームとして① A I を用いた医療機器等の研究開発のための産学が利用可能なデータ利活用基盤の整備、②非臨床試験開発と国際規格開発が連動するレギュラトリーサイエンスの基盤、人材育成及び研究開発拠点の整備、③次世代の医療機器の開発に資する部品・部材等の要素技術の開発、製造基盤の整備を設定、これらに基づき、医療機器の研究開発への支援

を進めていくこととしている。

医療機器の研究開発の支援については、革新的な技術や医療上価値の高い先進的な医療機器・システムの開発を支援する事業として、2019年度から、「先進的医療機器・システム等技術開発事業」を開始し、開発に伴うコストやリスクが高い先進的な医療機器・システム等の実用化開発や、将来の医療機器・システム開発を見据えた要素技術や基盤技術の開発の支援を行った。また、2021年度からは「先進的研究開発・開発体制強靱化事業」と名称を変更し、有事や災害時に優先的に供給される医療機器の開発体制の底上げを図る事業を開始した。

さらに、今後実用化が期待される先進的な医療機器の開発の効率化・迅速化を図るため、厚生労働省との連携の下、薬事審査を見据えつつ、医療機器の開発に必要な評価方法等を明確化する医療機器開発ガイドラインの策定を行った。さらに医療機器の上市の迅速化や革新性向上に資する医療機器開発ガイドライン策定を目指し、医療機器に関する国内外の技術や社会の動向を把握し、策定プロセスを明確化するルールインテリジェンス機能を構築した。

これらに加え、高度なものづくり技術を有する中小企業や異業種企業、ベンチャー企業の新規参入と、医療機関・大学等との連携を支援し、医療現場のニーズに応える医療機器の開発・改良を行う「医工連携イノベーション推進事業」を推進した。

「医工連携イノベーション推進事業」では研究開発のみならず、ソフト支援も実施しており、「医療機器開発支援ネットワーク事業」では、医療現場のニーズ把握、規制への対応、販路開拓等、医療機器開発において事業者・大学が抱える多数の課題を解決するため、開発初期から事業化に至るまで切れ目ないワンストップ支援を行う伴走コンサル等を実施し、医療機器開発を推進した。

また、医療機器の研究開発には、機器ごとの特性や開発段階に応じて課題が大きく異なるという特徴があることから、地域毎に医療機器の実用化の明確な成果を出口とする拠点作りを行うこと、各拠点のコアとなり、全体を見通す知識とネットワークを有する事業化人材を確保すること、それにより各地域拠点で不足するリソースを広域で連携することにより互いに共有し、効率的に医療機器開発を行うことが重要と考え、2021年度より地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする「地域連携拠点自

立化推進事業」を実施した。

さらに医療機器開発においては、医療機器特有の規制による開発の手戻りが障壁となる場合があり、研究者側を教育することで障壁を取り除くことが重要である。そこで、「官民による若手研究者発掘支援事業」において、医療機器分野における大学等の有望な若手研究者に対し、開発支援とともにサポート機関による教育プログラムやマッチングイベントを実施し、医療機器の実用化を見据えた人材育成を支援した。

(3) 福島県における東日本大震災からの復興

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた福島県において、福島県民の医療・福祉・生活の質の向上を図るとともに新産業・雇用創出を通じて福島県の復興に資することを目的とした施策を実施した。

具体的には、福島県を始め国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や規制の許認可等に関するコンサルティング、医療機器のトレーニング等の機能を備えた拠点であるふくしま医療機器開発支援センターの運営を支援した。

2. 4. 福祉用具

(1) 業界の現状

2020年度の市場規模は、約1兆5,055億円(前年度比0.9%減)となっている。福祉用具は、主に高齢者、障害者等の身体特性等に対応する機器であり、多品種少量生産の製品が多く、中小企業性が強い。

(2) ロボット介護機器開発

介護需要の増加や慢性的な介護人材不足という社会課題をロボット技術により解決するため、厚生労働省と定めたロボット介護機器の重点分野に基づき、高齢者の自立支援及び介護現場の生産性向上等に資するロボット介護機器の研究開発を行う「ロボット介護機器開発等推進事業」を推進した。

「ロボット介護機器開発等推進事業」では、安全基準ガイドラインや海外展開のための臨床評価ガイダンスの作成等、機器開発における環境整備に取り組んでいるほか、開発事業者や介護事業者向けの介護ロボットポータルサ

イトのリニューアルやセミナーの開催等を行った。

(<https://robotcare.jp/jp/home/index>)

(3) 福祉用具開発

1993年度から2021年度まで推進してきた「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」を、2022年度から内閣府のSBI R (Small Business Innovation Research) 制度に移管し、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器のPOC・F/Sと実用化開発を推進した。

3. 生物化学産業

3. 1. 工業分野におけるバイオ技術の実用化・産業化

(1) 現状と課題

近年、バイオテクノロジーの進展に伴い、遺伝子技術を活用して微生物や動植物等の細胞によって物質を生産するバイオものづくりが注目を集めている。欧米や中国など国際的に官民投資が拡大している分野であり、今後、市場が急速に拡大すると予想されている(OECDの報告によれば、バイオ関連産業の世界市場は2030年までに200兆円規模へと拡大することが見込まれている)。バイオものづくりは化学素材、燃料、医薬品、動物繊維、食品等様々な産業分野での活用が期待される技術であり、気候変動や資源自律、海洋汚染、食糧危機、経済安全保障等の社会課題の解決と経済成長との「二兎を追うことができる」イノベーションとして期待される。

(2) カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発

パリ協定、SDGs等の策定を受けて、脱炭素化といった社会的課題の解決と持続的経済成長の両立が求められている。バイオものづくりによるバイオ由来製品生産技術は、化学合成と比べて、省エネルギーでの物質生産が可能であり、また、原料を化石資源に依存しないバイオマス資源へ転換することも可能であることからカーボンリサイクル技術の一類型として注目されている。

しかし、バイオ由来製品の普及には、原料から最終製品に至るまでに生じる様々な課題(原料供給、物質の大量生産のためのスケールアップの難しさ等)の解決のための生産技術開発が急務である。

こうした状況を踏まえ、バイオ由来製品の普及に向けて、

バイオものづくりを効率的に行うための生物資源(微生物・植物・酵素)の拡充及び拡充技術開発、物質生産を効率的に行う産業用微生物・植物・酵素の開発、工業化に向けたバイオ生産プロセス技術開発(大量培養、物質の分離・精製・回収)を実施する。さらに、これら技術の統合された基盤を整備し、バイオ由来製品のフラスコレベルの小規模生産から始まる生産実証事業を行うことで社会実装とバイオエコノミーの構築に貢献する。

(3) バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進

政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする目標を掲げた。この目標は従来の政府方針を大幅に前倒しするものであり、実現するにはエネルギー・産業部門の構造転換や大胆な投資によるイノベーションなど現行の取組を大きく加速させる必要があるため、経済産業省はNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)に総額2兆円の基金を造成し、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業などを研究開発・実証から社会実装まで10年間継続して支援するグリーンイノベーション基金事業を立ち上げた。

バイオものづくり技術を利用したカーボンリサイクルは、ゲノム編集、ゲノム構築等最先端のバイオ技術を適用することで、今後大幅な生産性の向上が期待できることから、カーボンニュートラル社会の実現に向けた有力な選択肢のひとつである。このため、グリーンイノベーション基金事業の一環として、「バイオものづくり技術によるCO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」(予算総額1767億円)を措置した。

本プロジェクトでは、バイオものづくりの中核を担う微生物等改変プラットフォーム事業者と、革新的な素材や燃料等の異分野事業者との共同開発の促進等を通じて、大規模発酵生産とバイオものづくり製品の生産を担う製造事業者・事業会社の育成・強化を図ることとしている。また、プラットフォーム事業者による高効率な微生物開発技術を活用することで微生物等が持つCO₂固定能力を最大限に引き出し、CO₂を原料としたバイオものづくりによりカーボンリサイクルを推進するために必要となる各要素

の技術的な課題の解決を図ることとしている。さらに、原料のCO₂供給から製品製造までのバリューチェーンを構築し、商用生産までのスケールアップや製造技術の高度化を推進することで、CO₂を原料とした新しいバイオものづくり製品の社会実装とCO₂の資源化による産業構造の変革を目指す。

本プロジェクトでは、「有用微生物の開発を加速する微生物等改変プラットフォーム技術の高度化」、「CO₂を原料に物質生産できる微生物等の開発・改良」、「CO₂を原料に物質生産できる微生物等による製造技術等の開発・実証」の実現を目指し研究開発・実証を行うこととしている。

本プロジェクトについては、経済産業省が策定した研究開発・社会実装計画に基づき、NEDOにおいて2022年10月に公募を開始し、第三者委員会による審査を経て、2023年3月に合計6テーマを実施予定先として採択した。

(4) バイオものづくりの社会実装の促進

バイオものづくりは、先行して取り組まれている医薬品や食品に留まらず、化学品・素材・繊維・燃料など多様な産業領域での活用が見込まれており、従来の化石資源を原料とした様々な製造プロセスを置き換える「持続可能なものづくり」として、次世代の産業基盤となり、我が国の競争力の核となり得ることが期待される。

一方で、バイオ由来製品が社会で広く活用されるためには、技術面、コスト面、制度面での課題がある。また輸入バイオマス原料は高騰し、国内の未利用原料への転換も求められている。

このため、多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術や社会システム実証を行い、バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進し、ひいては我が国の産業競争力の強化と社会課題の解決を目指し、2022年度第二次補正予算において「バイオものづくり革命推進事業」を措置し、NEDOに総額3000億円の基金を造成した。

本プロジェクトでは、バイオものづくりに用いる未利用資源の収集、原料化のための技術開発や実証等を行うとともに、バイオものづくりの付加価値の源泉を握る微生物等改変プラットフォームの育成や微生物等の改良技術の開発、量産化のための製造技術開発・実証等を支援するこ

ととしている。2023年3月に事業者の公募を開始し、今後、第三者委員会による審査を経て、採択へと進む予定である。

3. 2. バイオ医薬品関連の取組

(1) 現状と課題

医薬品産業は、日本を代表する知識集約型・高付加価値産業の代表格であり、世界規模での高齢化等により医薬品需要は大幅に伸びている。特に近年、遺伝子組換え技術、細胞培養技術等を用いたバイオ医薬品（主に抗体医薬品）が急速に普及しており、今後の世界のバイオ医薬品の医薬品市場は成長していくものと思われるが、世界では新たな創薬分野（新モダリティ）の開発も進められている。

バイオ医薬品は生産拠点が主に海外にあることから、国内では製造技術が成熟しておらず、それを担う人材も育たないため、製造を支える装置や部材等の周辺産業も成長し難い状況にある。そのため、国内への資金の還流が少なく、創薬イノベーションが起きにくい状況になり、結果として医薬品の創出も難しいという悪循環に陥っている。また、バイオ医薬品の後発医薬品であるバイオシミラー生産においても、日本では生産が難しいことから製造技術の確立等の対策が急務である。

また近年、生命科学研究の進展により、個人の体質に基づき、薬効が高く副作用の少ない薬を選ぶ「個別化医療」の推進が求められている。患者の体質に合った薬剤の選択を行うことで、経済的・社会的負担軽減に取り組む必要がある。

加えて、昨今の新型コロナウイルスの対応を踏まえ、国内でワクチンを開発・生産できる体制を構築しておくことが、国家の危機管理上、極めて重要であることから、2021年6月、ワクチン開発・生産体制強化戦略（ワクチン戦略）を閣議決定した。ワクチン戦略に基づき、経済産業省として、平時はバイオ医薬品を製造し、感染症有事には政府の要請に基づいてワクチン製造へ切り替えられるデュアルユース設備を有する拠点等の整備を進めるため、ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業として令和3年度補正予算2,274億円及び令和4年度補正予算1,000億円を措置した。2022年3月に1次公募を開始し、第三者委員会による審査を経て9月にワクチン製造拠点を含む17件を採択して事業を開始した。また、2023年3月に2次公募を開始した。

(2) 次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術の開発

上記現状と課題を踏まえて、従来の日本の強みであった化学合成とは全く異なるバイオ医薬品の国内製造技術基盤を確立するために、経済産業省では①奏効率の低い抗がん剤に対し、効果を奏する患者を選択するための免疫細胞の分子発現の解析技術等の患者層別化マーカー探索技術の開発、②新しい創薬分野として注目されている核酸医薬品の品質向上に資する分析・評価技術、さらには核酸の立体構造情報取得に関する基盤技術等の開発、③今後の市場成長が見込まれる抗体医薬品の中でもより高い治療効果が期待されている次世代抗体医薬品の製造における基盤技術開発や国産の抗体生産細胞の実用化を見据えた技術開発、④免疫チェックポイント阻害剤の奏効率改善等様々な疾患や免疫系との関係が指摘されているマイクロバイオーム（腸内の共生細菌等）の解析・評価・培養技術等の共通技術基盤の開発等を推進した。

3. 3. 再生医療・遺伝子治療関連の取組

(1) 現状と課題

再生医療・遺伝子治療は、従来の方法では治療困難とされる疾患の根本治療に途を開くものであり、将来的には慢性疾患や高齢化に伴う疾患等の治療により、健康長寿社会の実現にも貢献するとして、世界的にも高い期待が寄せられている。

また、再生医療・遺伝子治療の市場は急速な拡大が予想されており、特に遺伝子治療については2020年から2030年まで間に年率約30%程度の高い成長性が期待されている。こうした状況を踏まえ、再生医療・遺伝子治療の実用化を促進し、当該産業分野の発展と国内外における競争力強化を実現することは急務となっている。

(2) 再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術の開発

再生医療・遺伝子治療の産業化を促進するため、①再生医療技術を応用し、様々な臓器の細胞を活用した医薬品の安全性等を評価するための応用技術の開発、②有効性、安全性、再現性の高い再生医療等製品の効率的な開発に必要な技術基盤の確立、③高品質な遺伝子治療薬を製造するために必要な高度製造技術開発、④再生・細胞医療・遺伝子治療の提供を国内外に適切に拡大していけるよう、治療効

果を科学的・客観的データによって確立するための一貫した提供体制やデータシステムの構築等を実施した。

- ①新たな創薬分野の開発（抗体医薬、核酸医薬、遺伝子治療薬等）では、細胞片や動物を使った実験では問題がなかったにもかかわらず、治療で突然重篤な副作用が出るケースが発生しているほか、高コストが大きな課題となっている。非臨床における安価で確実な評価技術の確立は今後の新薬開発の競争力強化に必要不可欠となっている中、世界的に期待が高まっている、ヒト細胞を用いた生体模倣システム（MPS: Microphysiological System）の開発に取り組んだ。
- ②再生医療等製品の実用化にあたっては、高品質・高均質の再生医療等製品を効率的に製造できるような基盤の確立が極めて重要であることから、ヒト細胞加工製品の製造工程のコントロールにより品質のバラツキを押さえ、製造効率を高めるアプローチ（Quality-by-Design）に資する基盤開発に取り組んだ。
- ③遺伝子治療の分野は、現在3100億円程度の市場規模であるところ、2030年までには4.6兆円規模になると期待されており、欧米を中心に研究開発が積極的に行われている。日本においても遺伝子治療の産業化を加速するため、高品質で安全性の高い治療用ベクターの培養・製造技術等の開発に取り組んだ。
- ④再生医療の産業化に向けて、治療効果のエビデンス確立や、製法・品質管理法・投与方法の見直しによる製品改善を行うため、製造から治療、経過観察までの一貫したデータ取得を行うためのデータベース構築や拠点整備に取り組んだ。

(3) 再生医療の特性を踏まえた標準等の検討

日本の優れた技術を世界に普及させるため、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラムなどの業界団体を中心に、標準化活動を実施した。

(4) 再生医療周辺の事業環境整備について

再生医療等製品の製造原料となるヒト細胞について、2015年度より、実際の入手、提供に係る実務的な検討及び品質確保のための技術的な検討を進めた。そのうち、法的・倫理的・社会的課題については、有識者検討会を設置して行った議論を踏まえ、2020年3月に「ヒト（同種）細胞原

料供給に係るガイドンス（初版）」を公開し、2021年3月には、既存の規制を整理し、国内及び国際規格・法令等との整合性を反映させた「ヒト（同種）細胞原料供給に係るガイドンス（第2版）」を公開した。2022年には、当該ガイドンスにおける考え方を基盤として、細胞原料供給に必要な情報やプロセス等をまとめたスタンダードの作成に着手した。

3. 4. バイオ産業化に向けた環境整備

（1）創薬型ベンチャーの資金調達環境整備

創薬を目指すバイオベンチャー（以下、創薬型ベンチャー）は、①開発期間が長い、②開発資金が多額、③成功率が低い、④薬事承認されないと売上げがない等、ビジネスモデルが特殊なため、適切な企業価値評価の算定が困難であり、事業化の難易度が高い。創薬型ベンチャーにおける創薬シーズの円滑な事業化のため、創薬型ベンチャーが継続的に資金を調達できる環境の整備に取り組む必要がある。

こうした課題に対応するため、創薬型ベンチャーと投資家の対話を促進することで、適切な企業価値評価を促し、創薬型ベンチャーへの資金供給を拡大することを目的として、2017年から「バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会」を開催し、調査・検討を進めている。2018年4月には、伊藤レポート2.0「バイオメディカル産業版」（バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会報告書）を取りまとめ公表し、2019年7月にはその改訂版を公表した。

本研究会での検討を踏まえ、2021年3月には適切な企業価値評価の促進のため、創薬型ベンチャー向けに、投資家が創薬型ベンチャーの事業内容や将来性等を理解するために必要な情報開示のポイントをまとめた「バイオベンチャーと投資家の対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定した。

同検討を踏まえ、東京証券取引所により創薬型ベンチャーが上場する際の審査のポイントの明確化や上場廃止基準の改正が行われるなど、創薬型ベンチャー向けの上場制度整備が進んだ。

さらに、先述のワクチン戦略に基づき、新薬創出の鍵を握る創薬ベンチャーに人材や資金が集まるよう、創薬エコシステムの抜本強化を進めるため、令和3年度補正予算において、新たに基金を造成し、創薬ベンチャーエコシステ

ム強化事業を500億円で措置、令和4年度補正予算において3,000億円の積み増しを行った。この事業は、創薬に特化したハンズオン支援機能を有するとしてAMEDの認定を受けたベンチャーキャピタル（認定VC）による出資を要件に、国内外の前臨床、治験第1相、第2相期の実用化開発に要する費用について、国が認定VC出資額の最大2倍まで補助する制度である。2022年6月には認定VCを8社、2022年12月には補助事業者である創薬ベンチャーを2社採択し、2023年3月には創薬ベンチャーの第2回公募を開始している。認定VC、創薬ベンチャーともに今後も複数回公募を実施予定である。

（2）遺伝子検査ビジネスについて

近年、太りやすさなどの体質、病気のなりやすさ、血縁判定、更には個人の能力・才能などを判定する名目として提供されている消費者向け遺伝子検査ビジネスが注目を集めるようになった。このうち体質等に関する検査は、生活習慣病予防のための行動変容のきっかけ作りなどの健康増進への寄与が期待されている。この一方で、専門家から見てその意義や有用性が十分とはいえない遺伝子検査が提供されているなどの指摘もある。

こうした事態も踏まえ、健康・医療戦略本部の下に設置された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」において、消費者向け遺伝子検査ビジネスについて、課題を整理するとともに、今後必要な取組について検討を行った。

本タスクフォースの意見取りまとめ（2016年10月）においては、事業者の自主的な取組を促進すると同時に、国内外の事業実態・規制状況を把握し、分析的妥当性の確保、科学的根拠の質の確保、遺伝カウンセリングへのアクセスの確保に関して、実効性のある取組を行う必要があるとされた。

3. 5. 生物多様性・カルタヘナ法

国際条約に則り、遺伝子組換え生物等が生物の多様性に及ぼす負の影響を防止するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」（平成15年法律第97号）の適切な執行が引き続き重要である。

また、バイオ産業にとって重要な素材である微生物等の

遺伝資源について、生物多様性が豊かな開発途上国等では遺伝資源の入手等に対する規制が設けられつつあるが、そうした国々から円滑に遺伝資源が入手できるようにすることが益々重要となっている。

こうした状況の下、2022年度は、カルタヘナ法に基づく申請に対する確認を61件行った。また、確認を受けた企業の拡散防止措置が適切に執られているかを確認するための立入検査を8件行った。また、遺伝子組換え生物の開放系利用における審査の支援体制について引き続き検討した。事業者等への情報発信としては、カルタヘナ法の規制の概要や遺伝子組換え生物の使用上の注意点に関する説明会等を開催し、広く普及啓発を図った。

また、企業等が各国から遺伝資源を円滑に入手できる環境整備のため遺伝資源に係るアクセス及び利益配分（ABS）関連法制度や名古屋議定書への対応状況の調査を行うとともに、ABSに関するセミナー開催や相談窓口の設置等に引き続き取り組んだ。

加えて、遺伝資源に係る塩基配列情報へのアクセス及び利益配分の国際的な交渉が行われている中、2022年12月7日～19日に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（Conference of the Parties15：COP15）に対応し、昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework：KMGBF）が採択された。ほかに、遺伝資源に関するデジタル配列情報：（Digital Sequence Information on Genetic Resources：DSI）については、その利用に関する利益配分に関する多数国間メカニズムを設置し、他のオプションを含め公開作業部会を設置してCOP16（2024年予定）に向けて検討する決定が採択された。

クールジャパン政策

1. クールジャパン政策

内需減少等の厳しい経済環境の中、自動車等の従来型産業に加え、衣食住やコンテンツを始めとした日本の文化やライフスタイルの魅力を加価値に変え（「日本の魅力」の事業展開）、インバウンド等による新興国等の旺盛な海外需要を獲得し、日本経済の成長につなげていくことが必要である。そのうえで、アート、デザイン、ファッション、等の文化産業は、それ自体が成長産業であるだけでなく、他産業の差別化・高付加価値化等に資する重要産業であり、文化資源を活用した経済産業の発展を促すとともに、機会や資金等の経済資源をクリエイターへ還元する文化経済の循環を確立し、国内市場を活性化させるとともに、海外需要開拓・地域活性化という、二つの大きな政策課題の解決を実現していくことが必要である。

2. アート政策

昨今、文化芸術は経済社会を支える主要なエンジンであるとの認識が世界的に共有されている一方、日本におけるアート市場規模はまだまだ小さいなど、文化芸術と実経済社会の間には距離感があると考えられていることから、「アートと経済社会について考える研究会」を設置し、アートの持つ経済産業的意義を確認しつつ、需要を拡大し、アートと経済社会が互いに支え合い発展していくようなエコシステムの構築に向けて議論・検討した。

また、研究会での検討結果に基づき、公共空間や遊休空間等において、アーティストの制作等の機会を拡大するような新たな仕掛けづくりについての実証や、企業の収蔵庫に眠っていた美術品を匿名公開するとともに、それによって得られた収益を活用し、若手の現代アーティストの活動を支援する実証、アートによる組織へのエンゲージメントや創造性等の効果・有効性を検証することで、企業のアート投資の更なる促進を図ることを目的とした対話型鑑賞を実施した。

3. デザイン政策

企業や地域の活性化、社会課題の解決、新たな文化創造に資するデザインの活用をさらに拡大するため、「これからのデザイン政策を考える研究会」を設置し、デザインカウンスル機能やデザイン資源の活用等に関する議論、検討

を実施した。

また、複雑化する地域課題の解決に向けたデザイン活用の事例を調査し、地域に密着してデザイン活動に取り組むインタウンデザイナーとの協働の在り方、都市部に遍在するデザイナーに向けた二地域居住の促進など、地域にデザイナーを呼び込む方策等を取りまとめた。

さらに、国内の美術館や企業等が保存している我が国の生活文化を形作った日本企業のグラフィックデザインやパッケージデザイン、プロダクトデザイン、ファッションデザイン等のデザイン資源を活用する基盤の整備に向けて、これらを保有する全国の施設を調査した。

この他、「グッドデザイン賞」（日本デザイン振興会主催）、「キッズデザイン賞」（キッズデザイン協議会主催）、等の後援及び表彰を通じデザイン振興を支援した。

4. ファッション政策

近年、ファッション産業において、グローバル化が進展し、NFTやメタバースなど新たなテクノロジーの登場や、サステナブルに対する世界的な機運上昇等、ファッション産業を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。また、消費の二極化・多様化、デジタル領域を始めとする自己表現の場の拡大など、ファッションの在り方について、大きな転換点を迎えているとの指摘もある。

こうした状況を踏まえて、これからの我が国のファッション領域における創造性発揮のための支援や、更なる海外需要獲得の実現など、ファッション産業における持続的な価値創造のための必要な方策を検討し、ファッション政策の今後の道筋となる、10の兆候を取り纏め、「ファッションの未来に関する報告書」を2022年4月に公表した。

さらに、ファッション産業に関わる個人・事業者が、海外やデジタル市場といった新領域においても不利益を被ることなく戦略的な成長ができる環境整備を目指し、ファッションに関わる法的論点等の整理、行動指針となるガイドラインの策定等を目的として、「ファッション未来研究会～ファッションローWG～」を2022年11月から12月にかけて開催した。そして、ファッション業界における法的観点から7つのテーマに分類し、特に留意すべきポイントをチェックリスト形式で取り纏めた「ファッションローガイドブック2023～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」を2023年3月に公表した。

5. 観光・集客関連政策

2022年10月からのコロナの影響による入国制限の大幅な緩和によりインバウンド需要が徐々に回復する中で、今後の市場の拡大が見込まれ、インバウンド需要の獲得に大きく貢献する余地のあるラグジュアリー層の観光に関する動向・ニーズに関する調査を実施した。

展示会産業については「展示会等のイベント産業高度化推進事業」を実施。オンラインを活用して海外需要を獲得する取組など、新たな展示会のビジネスモデル構築に向け、支援を実施した。

6. 株式会社海外需要開拓支援機構

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）を通じ、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要を開拓する事業活動に対し、リスクマネー供給や助言等の支援を実施した。2022年度は、合計6件、約168億円の支援決定を行った。

国際博覧会出展事業

1. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた準備の本格化

2018年11月23日にパリで開催された第164回BIE総会において投票が行われ、2025年の国際博覧会の大阪・関西への誘致が決定した。万博の開催に向けて、経済産業省として、着実に準備を進めている。市区町村長の団体である「2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合」（2022年度末時点加盟数：631市区町村）との連携により、万博に向けた全国の機運醸成を図っている。

●2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の概要

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン (Designing Future Society for Our Lives)

サブテーマ：Saving Lives (いのちを救う)、Empowering Lives (いのちに力を与える)、Connecting Lives (いのちをつなぐ)

コンセプト：People's Living Lab (未来社会の実験場)

開催期間：2025年4月13日～10月13日（184日間）

開催場所：大阪府大阪市此花区夢洲

2022年4月18日に3年前イベントを開催し、テーマ事業「いのちの輝きプロジェクト」の概要を発表した。

2022年4月18日から、会場の建築工事について、デザインビルド（設計・施工・撤去一括）方式にて公募を実施。

2022年4月26日～5月16日に、博覧会協会が公式キャラクターの愛称について一般募集を行った（応募総数：33,197件）。

2022年5月30日には、2025年大阪・関西万博民間パビリオン出展者発表会を開催し、各団体の代表者から民間パビリオンの構想概要を発表した。

2022年6月10日に第4回万博推進本部を開催し、アクションプラン Ver. 2を決定した。今回の改訂により、全体で24施策を追加（経産省は12施策）し、登録施策数を72に拡充した。

2022年7月18日には、博覧会協会が実施した愛称選考委員会によって、公式キャラクターの愛称が「ミyakミyak」に決定した。同日1000日前イベントを東京・大阪で開催し、公式キャラクターの着ぐるみ披露と愛称発表を行った。

2022年10月25日～26日、博覧会協会が各国代表・実務者を招き、国際企画会議（International Planning Meeting）を大阪にて開催。100か国・5国際機関から約240名が参加し、パビリオン建設などへの準備について説明を受けた他、夢洲会場の視察や、同協会や建設事業者との個別相談会を実施。

2022年12月12日に、博覧会協会が公式ロゴマークや公式キャラクター等を使用した様々な商品の企画や制作、販売に向けて、知的財産を活用したライセンス事業を実施するため、「2025ML0」を開設した。

2022年12月20日に、第5回万博推進本部を開催し、アクションプラン Ver. 3を決定した。今回の改訂により、全体で14施策を追加（経産省は2施策）し、登録施策数を83に拡充した。

2023年2月7日に、全国知事会による第1回大阪・関西万博推進本部（会長：平井伸治鳥取県知事）が開催された。

2. 2027年横浜国際園芸博覧会にむけた準備

国交省を主管省庁とする2027年横浜国際園芸博覧会について、経済産業省としても、開催に向けて準備を行って

いる。

●2027年横浜国際園芸博覧会の概要

テーマ：幸せを創る明日の風景 (Scenery of the Future for Happiness)

開催期間：2027年3月19日（金）～9月26日（日）

開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市）

2022年6月14日、国際博覧会に関する条約に基づき、2027年横浜国際園芸博覧会について博覧会国際事務局（B I E）に対する認定申請を行うことを閣議決定した。（経産省共同請議のため副大臣御専決）

2022年11月28日にパリで開催された第171回B I E総会において、2027年横浜国際園芸博覧会が国際条約に基づく国際博覧会として認定された。